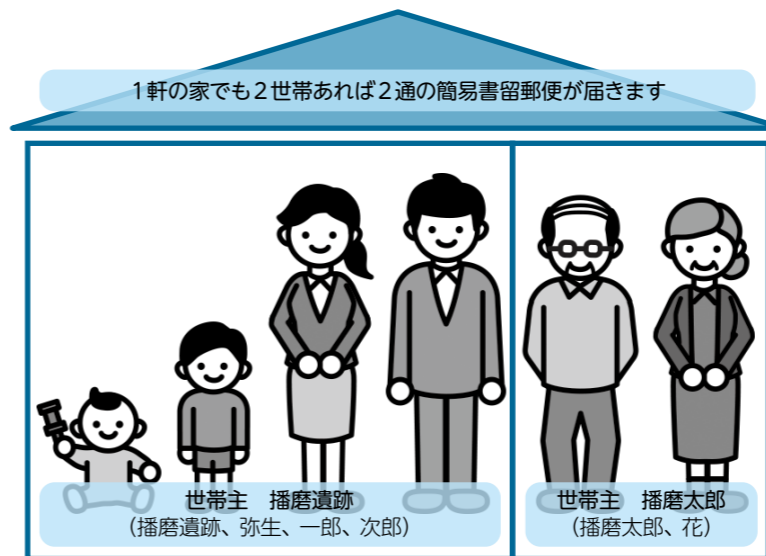


マイナンバー(個人番号)制度がはじまります

11月下旬～12月中旬
通知カードを受け取ってください

▼発送時期 通知カードは、国から皆さんのもとに順次発送されています。播磨町に向けての発送は、11月下旬以降です

▼お届け方法 郵便局の簡易書留郵便(転送不可)で、住民票の住所の世帯主様あてに世帯員全員分が届きます



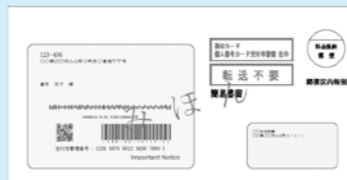
通知カードの簡易書留郵便の中身を確認してください

簡易書留郵便の封筒の中には、上記の4点が同封されています。

- ①通知カード(世帯人数分)
- ②個人番号カード交付申請書
- ③返信用封筒
- ④説明書

※紛失された場合、500円の再発行手数料がかかりますので、大切に保管してください。

※簡易書留郵便は、郵便局の配達員から手渡しで受け取る郵便物です。不在の場合は、郵便局からの不在連絡票が入りますので、できるかぎり郵便局での保管期限内(約1週間)に、再配達などの手続きをとってください。



通知カードを受け取れなかった場合
宛先不明、郵便局での保管期限経過、受け取り拒否、転送届を郵便局に出している場合、通知カードは役場に返戻されます。

役場に返戻された場合、12月中旬以降に「通知カード」が返戻されたことをお知らせする普通郵便が届きます。この郵便物には、住民グループ窓口で受けとる方法などが記載されています。期限までに受け取っていただきますようお願いいたします。

▼受取期限 平成28年3月末
▼問合せ 平日 午前9時～午後5時

播磨町マイナンバー専用番号
☎079(437)7041

※東日本大震災で被災、避難者、DV・ストーカー行為・児童虐待の被害者、医療機関・施設への入院・入所者など、町がやむを得ないと認める理由がある場合に限り、返戻された通知カードの送付先の変更ができません。広報はりま9月号に掲載された内容をご覧ください。

10月5日以降に他市区町村から転入手続をされた方へ

新住所を記載した通知カードが国から再送されますが、再送にはかなりの日数を要しますのであらかじめご了承ください。旧情報の通知カードを受け取られた場合は、旧住所地の役所または住民グループに返還してください。

10月5日以降に

町内転居や氏名変更をされた方へ
変更前の情報により通知カードが届きます。通知カード裏面に変更内容を記載する必要がありますので、お手数ですが住民グループまで通知カードを持ってお越しください。

通知カードの記載項目の変更

住所変更や氏名変更により、通知カードの記載項目に変更が生じた場合、役場住民グループにお届けください。

▼必要な書類
本人または同一世帯員が届け出る場合
本人の通知カードをご持参ください

任意代理人が届け出る場合 ①本人の通知カード、代理人選任届(委任状)②任意代理人の本人確認書類が必要です

※平成27年10月5日以降に出生届を出した場合 出生届を提出し、住民票に登録された時点でマイナンバーが決まり、通知カードが郵送(簡易書留)されます。ただし、通知カードが届くまでかなりの日数を要します。

住民グループで交付を受けるとき の注意事項

- ・交付申請者本人(15歳未満の場合
は本人ならびに法定代理人である
親権者)が来庁してください
- ・暗証番号入力を行っていただくこと
からの受け取りとなります。特に代理人
が来庁する場合、本人の利用し
やすい暗証番号をご用意ください
- ・カードの交付日は、平成28年1月
以降となっておりますが、しばらく
の間、国でのカード作成作業にか
なりの時間を要することが予想さ
れますので、あらかじめご了承
ください。

「個人番号カード交付申請」 播磨町特設窓口の開設

- ▼開設日 11月24日(火)～(土・日曜日)
祝日、年末年始を除く月～金曜日
- ▼受付時間 午前9時30分～正午、
午後1時～4時
- ▼場所 役場第1庁舎ロビー
- ▼業務内容 播磨町在住の方に、次
のサービスを無料でを行います
- ・交付申請書用の写真撮影及び印刷
・申請用紙への写真の貼り付け、代
理投函、交付申請書の記入に関す
る相談
- ▼必要書類 郵送されてきた「個人番
号カード交付申請書」「返信用封筒」
- ▼問合せ
播磨町マイナンバー専用番号
☎079(437)7041

個人番号カードはこんなカード

表面は、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、有効期限が書かれている身分証明書。裏面は個人番号(マイナンバー)と、ICチップが埋め込まれたプラスチック製のカードです。顔写真付き身分証明書(本人確認書類)として使用できます。

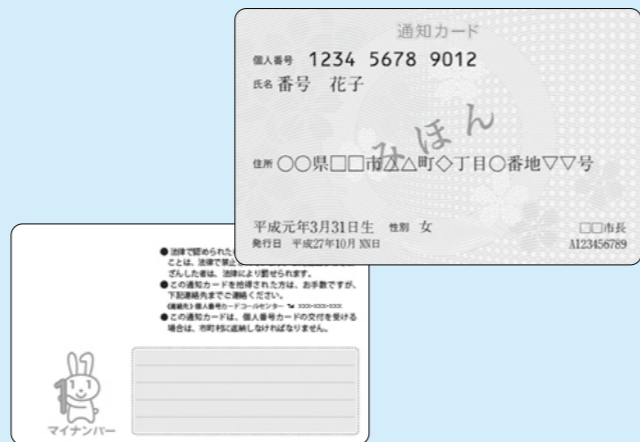


※行政機関の窓口や勤務先などで個人番号(マイナンバー)を求められた際に個人番号カードを提示すれば、表面で本人確認が、裏面でマイナンバーの証明ができます。

個人番号カードは、申請をした人に交付されるカードです。個人番号カードの取得(交付)は任意です。個人番号カードを交付する際、通知カードは引き換えて返却していただきます。

通知カードはこんなカード

個人番号(マイナンバー)、氏名(外国人住民は通称名を含む)、住所、生年月日、性別が記載された紙製のカードです。身分証明書(本人確認書類)としては使用できません。有効期限はありませんが、個人番号カードを取得した場合や国外に転出した場合などは返却していただきます。



※行政機関の窓口や勤務先などで個人番号(マイナンバー)を求められた際には、通知カードで個人番号(マイナンバー)を証明できます。同時に、運転免許証など写真付き身分証明書(本人確認書類)を提示する必要があります。

個人番号カード交付までの流れ

【1】申請をする

・郵送で申請書を送る
簡易書留で郵送された「通知カード」と同じ用紙に「個人番号カード申請書」があります。切り取り線で切り取って必要事項を記入し顔写真を張り付けて、同封されていた封筒を使ってポストに投函して郵送してください。

・インターネットで申請する
簡易書留で郵送された「通知カード」に同封されている説明書をよく読んで、インターネットを利用してスマートフォンなどで撮影した写真を添付して申請する

・播磨町特設窓口で申請を依頼する
下記枠にある「個人番号カード交付申請」播磨町特設窓口の開設をご参照ください。

【2】「交付通知書」を受け取る

個人番号カードの作成は国で行い、町に届き、住民グループの窓口で交付します。このため、即日交付ができません。

- ①国から町にカードが届きます
- ②カードを交付する準備が整い次第、住民グループから交付申請者本人へ「交付通知書」を郵送します
- ③交付通知書と、必要書類を持参して住民グループで個人番号カードの交付を受けます

高額医療・高額介護合算制度

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担が大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に制度が新設されました。

制度の趣意

平成26年度分(平成26年8月から平成27年7月分)の申請の受け付けが開始しています。

なお、対象となる世帯については、平成27年12月以降に申請の案内を送付しますので、申請方法などをご確認ください。

※平成26年8月から平成27年7月の間に加入している医療保険の種類が変更になった場合など、お知らせできないことがあります。

制度の概要

1年間(前年8月1日から当年7月31日、以下「計算期間」という)の医療と介護の自己負担の合算額が算定基準額(表1)を超えた場合、超えた部分を支給します。

(表1) 算定基準額

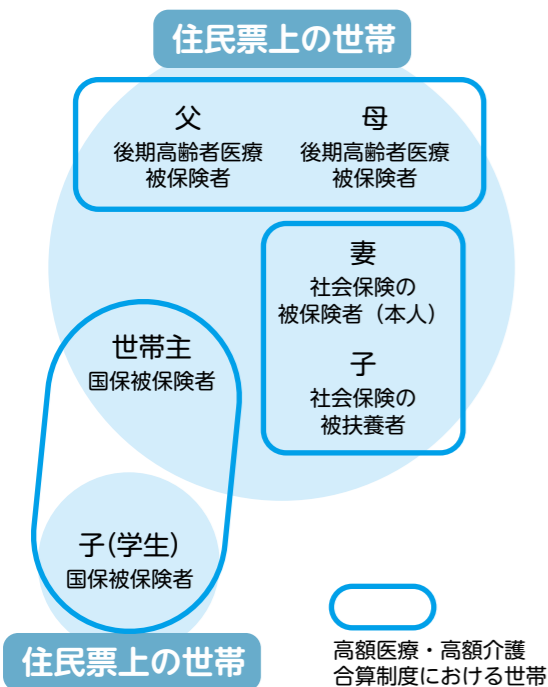
負担区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※算定結果が500円以下の場合には支給できません。

※区分Ⅱ・世帯員全員が、住民税非課税の場合。

※区分Ⅰ・「区分Ⅱ」のうち、その世帯の各所得が0円である場合。年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

(図1) 高額医療・高額介護合算制度における世帯



申請窓口

基準日(7月31日)時点で

住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。(図1)

また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

申請に必要なもの

「被保険者証」、「印鑑」、「振込先口座を確認できるもの(通帳など)」、加入する医療保険または介護保険に変更があった方は以前の保険での「自己負担額証明書」

合算の範囲

基準日(計算期間の末日、通常7月31日)時点で加入している医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。なお、入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません。

住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。(図1)

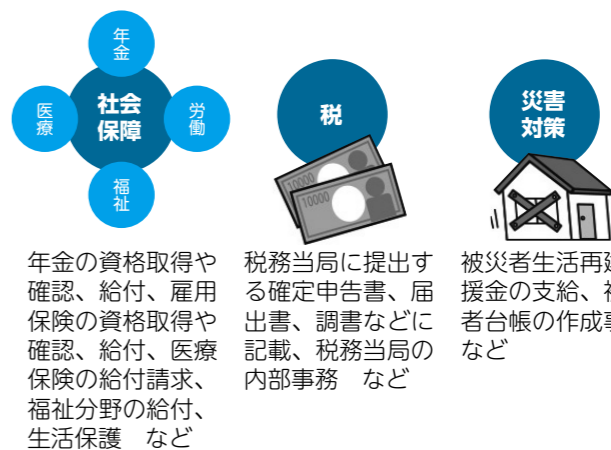
また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

加入していた医療保険の窓口で申請します。

また、計算期間内に被保険者資格を喪失された方は、資格喪失日前日に加入していた医療保険の窓口で申請します。

播磨町内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者は、保険年金グループで受け付けます。

個人番号(マイナンバー)は法律で定められた社会保障、税、災害対策の分野の手続きのみで利用されます。



年金の資格取得や確認、給付、雇用保険の資格取得や確認、給付、医療保険の給付請求、福祉分野の給付、生活保護 など

税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載、税務当局の内部事務 など

被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成事務 など

個人番号カードはこんな場面で利用できます

①本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます

②全国のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス)で住民票の写し、印鑑証明書などの各種証明書を平日の時間外や休日に取得することができます。播磨町では、平成28年1月下旬以降にサービスを開始する予定です。交付手数料も、窓口より100円減額させていただきます

個人番号カードが発行されることに伴い、住基カードの交付が終了します

▶問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2363

●現在住基カードを取得されている方へ
平成28年1月以降も、住基カードについては、表面に記載されている期限までは有効です。ただし、個人番号カードの交付を受ける際には返納していただくこととなります。

●住基カードの交付の終了
平成28年1月から個人番号カードが発行されることに伴い、住基カードの交付が平成27年12月28日(月)で終了します。住基カードの交付を希望される方で、運転免許証など顔写真つきの公的な本人確認書類がない場合は、即日交付ができませんので、早めに申請してください。

●電子証明書の発行・更新の終了
住基カードに格納する電子証明書の発行・更新は、平成27年12月22日(火)で終了します。

個人番号カードにも電子証明書を格納できますが、個人番号カードの交付申請が集中し、交付が確定申告時期に間に合わない可能性があります。

電子証明書を利用して確定申告をする場合

確定申告時期に電子証明書の有効期限が切れる方で、平成27年分の確定申告を電子証明書利用によるインターネットから確定申告を行う(e-Tax)予定の方は、12月22日(火)までに、住基カードを利用した電子証明書の発行・更新の手続きを完了していただくことをおすすめします。

ただし、電子証明書の発行・更新手続きには、有効期限内の住民基本台帳カード、運転免許証など顔写真つきの公的な本人確認書類(住民基本台帳カードに顔写真が付いていない場合のみ)、発行手数料500円が必要です。

マイナンバー制度をかたっ
た不審な電話や訪問にご注
意ください

マイナンバー制度をかたり、マイナンバーや個人情報を知りたがる者が出そうとする事件が播磨町外で発生していますのでご注意ください。国や役場などの公的機関や全く知らない会社などから電話などでマイナンバーや個人情報を知りたいと聞かれることはありません。不審な電話や訪問がありましたら、警察相談電話(☎9110)または播磨町マイナンバー専用番号(☎079(437)7041)までご連絡ください。

お問い合わせ電話番号

広報はりまでは、毎月少しずつ、詳しくマイナンバー制度についてお知らせしています。さらに詳しく知りたい場合、ご用件によってお答えできる窓口や電話番号が異なります。次の電話番号をお確かめのうえ、お問い合わせをお願いします。

- マイナンバー制度全般に関するお問い合わせ: 国・国のマイナンバーコールセンター
- お問い合わせ電話番号: 広報はりまでは、毎月少しずつ、詳しくマイナンバー制度についてお知らせしています。さらに詳しく知りたい場合、ご用件によってお答えできる窓口や電話番号が異なります。次の電話番号をお確かめのうえ、お問い合わせをお願いします。
- マイナンバー制度全般に関するお問い合わせ: 国・国のマイナンバーコールセンター

- 通話料無料
- 日本語 ☎0120(95)0178
- 外国語 ☎0120(01)7826
- ▼受付日時 月～金曜日午前9時30分～午後10時、土・日曜日と祝日午前9時30分～午後5時30分(※年末年始は休業)
- 通知カード、個人番号カードに関するお問い合わせ
- ・国の個人番号カードコールセンター
日本語 ☎0570(783)578
外国語 ☎0570(064)738
- ▼受付日時 月～金曜日午前8時30分～午後10時、土・日曜日と祝日午前9時30分～午後5時30分(※年末年始は休業)
- ・播磨町マイナンバー専用番号
☎079(437)7041
- ▼受付日時 月～金曜日午前9時～午後5時(※土・日曜日、祝日、年末年始は休業)